

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第24条第5項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院の組織等に関する訓令を次のように定める。

昭和63年4月8日

防衛庁長官 瓦 力

自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院の組織等に関する訓令

改正	昭和63年10月14日庁訓第37号	昭和63年12月13日庁訓第40号
	平成元年9月29日庁訓第56号	平成2年6月8日庁訓第21号
	平成2年10月1日庁訓第38号	平成2年11月28日庁訓第44号
	平成3年4月12日庁訓第17号	平成4年3月26日庁訓第10号
	平成5年4月7日庁訓第37号	平成5年6月29日庁訓第44号
	平成6年3月22日庁訓第8号	平成7年3月20日庁訓第3号
	平成7年3月28日庁訓第17号	平成8年3月15日庁訓第12号
	平成8年3月29日庁訓第19号	平成8年9月30日庁訓第49号
	平成9年6月30日庁訓第31号	平成10年9月30日庁訓第41号
	平成11年3月19日庁訓第7号	平成12年3月31日庁訓第53号
	平成12年6月27日庁訓第79号	平成13年1月6日庁訓第2号
	平成13年3月15日庁訓第16号	平成15年3月28日庁訓第26号
	平成16年3月24日庁訓第5号	平成16年3月29日庁訓第27号
	平成17年2月25日庁訓第11号	平成18年3月23日庁訓第3号
	平成18年3月27日庁訓第12号	平成19年1月5日庁訓第1号
	平成19年3月27日省訓第10号	平成20年3月25日省訓第12号
	平成21年3月27日省訓第22号	平成24年8月31日省訓第31号
	平成25年5月16日省訓第37号	

目次

- 第1章 病院に対する防衛大臣の指揮監督等（第1条・第2条）
- 第2章 病院長及び副院長（第3条・第3条の2）
- 第3章 中央病院の内部組織（第4条—第26条）
- 第4章 地区病院の内部組織
 - 第1節 札幌病院等の内部組織（第27条—第49条）
 - 第2節 大湊病院等の内部組織（第50条—第64条）
 - 第3節 三沢病院等の内部組織（第65条—第77条）

第5章 委員会（第78条）

第6章 雑則（第79条・第80条）

附則

第1章 病院に対する防衛大臣の指揮監督等

（病院に対する防衛大臣の指揮監督）

第1条 自衛隊中央病院（以下本則において「中央病院」という。）に対する防衛大臣の指揮監督は、陸上幕僚長を通じて行うものとする。

2 自衛隊地区病院（以下「地区病院」という。）に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる地区病院について、当該各号に掲げる幕僚長を通じて行うものとする。

(1) 自衛隊札幌病院、自衛隊仙台病院、自衛隊富士病院、自衛隊阪神病院、自衛隊福岡病院、自衛隊熊本病院及び自衛隊別府病院（以下「札幌病院等」という。）
陸上幕僚長

(2) 自衛隊大湊病院、自衛隊横須賀病院、自衛隊舞鶴病院、自衛隊呉病院及び自衛隊佐世保病院（以下「大湊病院等」という。） 海上幕僚長

(3) 自衛隊三沢病院、自衛隊岐阜病院及び自衛隊那覇病院（以下「三沢病院等」という。） 航空幕僚長

3 前2項の規定にかかわらず、中央病院及び地区病院に対する防衛大臣の指揮監督は、統合幕僚監部の所掌事務に係るものにあつては統合幕僚長を通じて行うものとする。

（幕僚長の行う職務）

第2条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が、前条の規定に基づき、それぞれ中央病院及び札幌病院等、大湊病院等又は三沢病院等について、次の各号に掲げる事項に関する職務を行う場合には、当該幕僚長は、他の幕僚長と協議しなければならない。

(1) 組織及び定員に関すること。

(2) 業務計画の作成に関すること。

(3) 予算の見積りに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、病院の管理及び運営に関し重要と認められる事項に関すること。

第2章 病院長及び副院長

（病院長）

第3条 中央病院の病院長は、陸将、海将若しくは空将又は技官をもって充てる。

2 札幌病院等の病院長は、陸将、陸将補又は1等陸佐をもって充てる。

3 大湊病院等の病院長は、海将補又は1等海佐をもって充てる。

4 三沢病院等の病院長は、空将補又は1等空佐をもって充てる。

（副院長）

第3条の2 中央病院の副院長は、陸将、海将若しくは空将又は技官をもって充てる。

2 中央病院の副院長は、中央病院の病院長を助け、1人は主として第1号に掲げる事項を、他の1人は主として第2号に掲げる事項を、それぞれ整理するものとする。

- (1) 診療科、企画室、総務部（健康管理課を除く。）、診療技術部、衛生資材部、看護部及び職業能力開発センターに関する事項
- (2) 健康管理課、臨床医学教育・研究部、高等看護学院及び診療放射線技師養成所に関する事項

第3章 中央病院の内部組織

(内部組織)

第4条 中央病院に、別表第1に掲げる診療科のほか次の1室、5部、1学院、1所及び1センター並びに医療安全評価官1人を置く。

企画室
総務部
診療技術部
臨床医学教育・研究部
衛生資材部
看護部
高等看護学院
診療放射線技師養成所
職業能力開発センター

(企画室)

第5条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- (2) 組織、定員及び定数に関すること。
- (3) 教育訓練（教育訓練課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(総務部の分課)

第6条 総務部に、次の5課を置く。

総務課
会計課
管理課
医事課
健康管理課

(総務課)

第7条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (3) 人事に関すること。
- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- (6) 調査及び秘密保全に関すること。
- (7) 警備及び消防に関すること。

- (8) 記録及び統計に関すること（企画室、医事課及び健康管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 総務課において取扱う物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。
- (10) 病院内の事務の連絡調整に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、病院の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。

（会計課）

第8条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関すること。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関すること。
- (3) 物品及び役務の調達に関する契約に関すること。
- (4) 旅費及び金銭給与に関すること。
- (5) 債権管理に関すること。

（管理課）

第9条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること（総務課、栄養課、研究課及び衛生資材課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 役務の調達計画及び管理に関すること。
- (3) 施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 車両の管理及び運用に関すること。
- (5) 輸送に関すること。
- (6) 防火設備に関すること。

（医事課）

第10条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の入院及び退院の手続き並びに外来患者の受付に関すること。
- (2) 診療録の整理及び保管に関すること。
- (3) 医療に関する統計及び報告に関すること。
- (4) 診断書及び医療に関する証明書の交付に関すること。
- (5) 診療報酬の評価に関すること。
- (6) 患者に係る医療社会事業に関すること。
- (7) 死体及び霊安室の業務に関すること。

（健康管理課）

第11条 健康管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の隊員の健康管理に関する事務の総括に関すること。
- (2) 陸上幕僚監部及び東部方面隊の警備区域内に所在する陸上幕僚長の監督を受ける部隊等（自衛隊の部隊又は機関をいう。以下同じ。）に所属する隊員の健康管理に関すること。
- (3) 隊員の健康管理に関する調査研究に関すること。
- (4) 病院に勤務する隊員の健康管理に関すること。

(5) 他部隊等の健康管理業務に対する技術支援に関すること。
(診療科)

第12条 診療科においては、診療に関する業務を行う。
(診療技術部の分課)

第13条 診療技術部に、次の6課を置く。
技術管理課
臨床検査課
病理課
放射線技術課
リハビリテーション技術課
栄養課
(技術管理課)

第14条 技術管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 研究に必要な医学写真に関すること。
- (3) 生命維持管理装置等の操作に関すること。

(臨床検査課)

第14条の2 臨床検査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 臨床検査に関すること(病理課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 輸血業務に関すること。

(病理課)

第14条の3 病理課においては、病理に関する臨床検査に関する事務をつかさどる。

(放射線技術課)

第14条の4 放射線技術課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 放射線に関すること(放射線科の所掌に属するものを除く。)
- (2) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第24条の2に規定する装置を用いた検査に関すること(診療科の所掌に属するものを除く。)

(リハビリテーション技術課)

第14条の5 リハビリテーション技術課においては、理学療法、作業療法及び言語療法に関する事務(リハビリテーション科及びメンタルリハビリテーション科の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(栄養課)

第14条の6 栄養課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の給食に関すること。
- (2) 前号の給食に必要な糧食の調達計画、出納及び保管に関すること。

(臨床医学教育・研究部の分課)

第15条 臨床医学教育・研究部に次の2課を置く。

研究課
教育訓練課
(研究課)

第16条 研究課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部の庶務に関すること。
 - (2) 医療その他の衛生に関する調査研究に関すること（健康管理課の所掌に属するものを除く。）。
 - (3) 研究に必要な図書及び資材に関すること。
 - (4) 研究に必要な物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。
- （教育訓練課）

第17条 教育訓練課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療に従事する隊員の専門技術に関する訓練に関すること。
 - (2) 中央病院の職員の臨床医学等に関する教育訓練に関すること。
- （衛生資材部の分課）

第18条 衛生資材部に、次の3課を置く。

衛生資材課

薬剤課

臨床薬剤課

（衛生資材課）

第19条 衛生資材課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部の庶務に関すること。
 - (2) 衛生資材の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。
 - (3) 受領し、又は調達した衛生資材の検査に関すること。
- （薬剤課）

第20条 薬剤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調剤に関すること（臨床薬剤課の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 製剤に関すること（臨床薬剤課の所掌に属するものを除く。）。
- （臨床薬剤課）

第20条の2 臨床薬剤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 薬物療法に係る支援に関すること。
- (2) 医薬品情報の管理に関すること。

（看護部の分課）

第21条 看護部に、次の2課を置く。

第1看護課

第2看護課

（第1看護課）

第21条の2 第1看護課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 手術室、外来診療棟及び放射線治療棟の患者の看護に関すること。
- (3) 手術室、外来診療棟、放射線治療棟及び中央材料室の運営に関すること。

（第2看護課）

第21条の3 第2看護課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病棟及び集中治療室の患者の看護に関すること。

(2) 病棟及び集中治療室の運営に関すること。

(高等看護学院)

第22条 高等看護学院においては、看護師の資格を取得すべき自衛官の養成に関する事務をつかさどる。

(診療放射線技師養成所)

第23条 診療放射線技師養成所においては、診療放射線技師の資格を取得すべき隊員の養成に関する事務をつかさどる。

(職業能力開発センター)

第24条 職業能力開発センターにおいては、更生指導業務の実施に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第13号）第1条の更生指導業務を行う。

(医療安全評価官)

第24条の2 医療安全評価官は、病院長の命を受け、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全を確保するための計画に関すること。
- (2) 医療の安全を確保するための措置の評価に関すること。
- (3) 医療の安全を確保するために必要な知識の普及に関すること。

(診療科部長、室長、部長、学院長、所長、センター長及び課長)

第25条 診療科に診療科部長を、室に室長を、部に部長を、学院に学院長を、所に所長を、センターにセンター長を、課に課長を置く。

- 2 診療科部長は、病院長の命を受け、診療科の診療に関する業務を掌理する。
- 3 室長は、病院長の命を受け、室務を掌理する。
- 4 部長は、病院長の命を受け、部務を掌理する。
- 5 学院長は、病院長の命を受け、学院の事務を掌理する。
- 6 所長は、病院長の命を受け、所務を掌理する。
- 7 センター長は、病院長の命を受け、センターの事務を掌理する。
- 8 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(診療幹事)

第26条 病院長は、診療科部長のうちから診療幹事若干名を指名する。ただし、特に必要がある場合には、病院長は、陸上幕僚長の承認を得て、診療科部長以外の者を診療幹事に指名することができる。

- 2 診療幹事は、病院長の命を受け、次の事務を行う。
 - (1) 診療業務の調整に関すること。
 - (2) 前号に掲げる事務のほか、病院長が特に命ずること。

第4章 地区病院の内部組織

第1節 札幌病院等の内部組織

(内部組織)

第27条 自衛隊札幌病院（以下本則において「札幌病院」という。）、自衛隊仙台病院（以下本則において「仙台病院」という。）、自衛隊阪神病院（以下本則において「阪神病院」という。）及び自衛隊福岡病院（以下本則において「福岡病院」という。）に、それぞれ別表第2に掲げる診療科のほか、次の1室、4部及び1学院並びに医療安全評価官1人（札幌病院及び福岡病院に限る。）を置く。

企画室
総務部
診療技術部
衛生資材部
看護部
准看護学院

第28条 自衛隊熊本病院（以下本則において「熊本病院」という。）に、別表第2に掲げる診療科のほか、次の1室及び4部を置く。

企画室
総務部
診療技術部
衛生資材部
看護部

第29条 自衛隊別府病院（以下本則において「別府病院」という。）に、別表第2に掲げる診療科のほか、次の5課を置く。

総務課
会計課
診療技術課
衛生資材課
看護課

第30条 自衛隊富士病院（以下本則において「富士病院」という。）に、別表第2に掲げる診療科のほか、次の3課を置く。

総務課
衛生資材課
看護課
(企画室)

第31条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- (2) 組織、定員及び定数に関すること。
- (3) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(総務部の分課)

第32条 総務部に、次の5課を置く。

総務課
会計課
管理課
医事課
給食課
(総務課)

第33条 札幌病院の総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関すること。

- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
 - (3) 人事に関すること。
 - (4) 教育訓練に関すること（准看護師の資格を取得すべき自衛官の養成に関する事務を除く。）。
 - (5) 病院に勤務する隊員の健康管理に関すること。
 - (6) 福利厚生に関すること。
 - (7) 防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
 - (8) 調査及び秘密保全に関すること。
 - (9) 警備及び消防に関すること。
 - (10) 記録及び統計に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。
 - (11) 総務課において取扱う物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。
 - (12) 北部方面隊の警備区域内に所在する陸上幕僚長の監督を受ける部隊等に所属する隊員の健康管理に関すること。
 - (13) 他部隊等の健康管理業務に対する技術支援に関すること。
 - (14) 病院内の事務の連絡調整に関すること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、病院の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。
- 2 仙台病院の総務課においては、前項第1号から第6号まで、第8号から第11号まで及び第13号から第15号までに掲げる事務のほか、東北方面隊の警備区域内に所在する陸上幕僚長の監督を受ける部隊等に所属する隊員の健康管理に関する事務をつかさどる。
 - 3 別府病院の総務課においては、第31条各号、第1項第1号から第9号まで、第14号及び第15号、第35条第2号から第6号まで並びに第37条第1号に掲げる事務のほか、次の事務をつかさどる。
 - (1) 記録及び統計に関すること。
 - (2) 物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること（診療技術課及び衛生資材課の所掌に属するものを除く。）。
 - (3) 医事に関すること。
 - 4 富士病院の総務課においては、第31条各号、第1項第1号から第6号まで、第8号、第9号、第14号及び第15号、前項第1号及び第3号並びに第35条第2号から第6号までに掲げる事務のほか、次の事務をつかさどる。
 - (1) 物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること（衛生資材課の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 診療に係る収入の会計事務に関すること。
 - (3) 患者の給食に関すること。
 - 5 阪神病院の総務課においては、第1項第1号から第11号まで及び第13号から第15号までに掲げる事務のほか、中部方面隊の警備区域内に所在する陸上幕僚長の監督を受ける部隊等に所属する隊員の健康管理に関する事務をつかさどる。
 - 6 福岡病院の総務課においては、第1項第1号から第11号まで及び第13号から第15

号までに掲げる事務のほか、西部方面隊の警備区域内に所在する陸上幕僚長の監督を受ける部隊等に所属する隊員の健康管理に関する事務をつかさどる。

7 熊本病院の総務課においては、第1項第1号から第11項まで、第14号及び第15号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課)

第34条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関すること。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関すること。
- (3) 物品及び役務の調達に関する契約に関すること。
- (4) 旅費及び金銭給与に関すること。
- (5) 債務管理に関すること。

(管理課)

第35条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること（総務課、給食課、研究検査課及び衛生資材課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 役務の調達計画及び管理に関すること。
- (3) 施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 車両の管理及び運用に関すること。
- (5) 輸送に関すること。
- (6) 防火設備に関すること。

(医事課)

第36条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の入院及び退院の手続き並びに外来患者の受付に関すること。
- (2) 診療録の整理及び保管に関すること。
- (3) 医療に関する統計及び報告に関すること。
- (4) 診断書及び医療に関する証明書の交付に関すること。
- (5) 診療報酬の評価に関すること。
- (6) 患者に係る医療社会事業に関すること。
- (7) 死体及び霊安室の業務に関すること。

(給食課)

第37条 給食課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給食に関すること。
- (2) 糧食の調達計画、出納及び保管に関すること。

(診療科)

第38条 診療科においては、診療に関する業務を行う。

2 富士病院の内科においては、前項の業務を行うほか、第41条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事務並びに放射線に関する事務をつかさどる。

(診療技術部の分課)

第39条 診療技術部に、次の2課を置く。

放射線技術課

研究検査課

(放射線技術課)

第40条 放射線技術課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 放射線に関すること（放射線科の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 理学療法及び作業療法に関すること（リハビリテーション科の所掌に属するものを除く。）。

(研究検査課)

第41条 研究検査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 臨床検査に関すること。
- (2) 医療その他の衛生に関する調査研究に関すること。
- (3) 研究に必要な図書及び資材に関すること。
- (4) 研究に必要な物品の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。
- (5) 実験動物に関すること。

(診療技術課)

第42条 診療技術課においては、第40条第2号及び前条第1号から第4号までに掲げる事務のほか、放射線に関する事務をつかさどる。

(衛生資材部の分課)

第43条 衛生資材部に次の2課を置く。

衛生資材課

薬剤課

(衛生資材課)

第44条 衛生資材課（別府病院及び富士病院の衛生資材課を除く。）においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 衛生資材の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。
- (3) 受領し、又は調達した衛生資材の検査に関すること。

2 別府病院及び富士病院の衛生資材課においては、前項第2号及び第3号並びに次条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤課)

第45条 薬剤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調剤に関すること。
- (2) 製剤に関すること。

(看護部)

第46条 看護部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 看護に関すること。
- (2) 病棟、手術室、外来診療棟及び中央材料室の運営に関すること。

(看護課)

第47条 看護課においては、前条第1号に掲げる事務のほか、病棟、手術室、診療室及び中央材料室の運営に関する事務をつかさどる。

(准看護学院)

第48条 准看護学院においては、准看護師の資格を取得すべき自衛官の養成に関する事務をつかさどる。

(医療安全評価官)

第48条の2 医療安全評価官は、病院長の命を受け、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全を確保するための計画に関すること。
- (2) 医療の安全を確保するための措置の評価に関すること。
- (3) 医療の安全を確保するために必要な知識の普及に関すること。

(室長、部長、診療科部長、学院長及び課長)

第49条 室に室長を、部に部長を、診療科に診療科部長を、学院に学院長を、課に課長を置く。

- 2 室長は、病院長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 部長は、病院長の命を受け、部務を掌理する。
- 4 診療科部長は、病院長の命を受け、診療科の業務を掌理する。
- 5 学院長は、病院長の命を受け、学院の事務を掌理する。
- 6 課長は、部長（別府病院及び富士病院にあっては、病院長）の命を受け、課務を掌理する。

第2節 大湊病院等の内部組織

(内部組織)

第50条 自衛隊横須賀病院（以下本則において「横須賀病院」という。）に、次の1室、6課及び4部並びに医療安全評価官1人を置く。

企画室

総務課

会計課

医事課

看護課

検査研究課

衛生管理課

診療部

歯科診療部

衛生資材部

教育部

- 2 診療部及び歯科診療部に、別表第3に掲げる診療科を置く。
- 3 衛生資材部に、衛生資材課及び薬剤課を置く。
- 4 教育部に、教務課を置く。

第50条の2 自衛隊呉病院（以下本則において「呉病院」という。）に、次の4課及び3部を置く。

総務課

医事課

看護課

診療技術課

診療部

歯科診療部

衛生資材部

2 診療部及び歯科診療部に、別表第3に掲げる診療科を置く。

3 衛生資材部に、衛生資材課及び薬剤課を置く。

第51条 自衛隊佐世保病院（以下本則において「佐世保病院」という。）及び自衛隊舞鶴病院（以下本則において「舞鶴病院」という。）に、次の5課及び2部を置く。

総務課

医事課

薬剤課

看護課

検査研究課

診療部

歯科診療部

2 診療部及び歯科診療部に、別表第3に掲げる診療科を置く。

第52条 自衛隊大湊病院（以下本則において「大湊病院」という。）に、次の4課及び2部を置く。

総務課

医事課

薬剤課

看護課

診療部

歯科診療部

2 診療部及び歯科診療部に、別表第3に掲げる診療科を置く。

（企画室）

第53条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 病院の所掌事務に関する総合的な企画に関すること。

(2) 病院の所掌事務（教務課の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項についての病院外との調整に関すること。

(3) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。

(4) 教育訓練（教務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(6) 第59条の3各号に掲げる事務の実施に伴い必要となる調整に関すること。

(7) 海上自衛隊のメディカルコントロール態勢の整備に関すること。

（総務課）

第54条 横須賀病院の総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

(3) 人事に関すること。

- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 秘密保全に関すること。
- (6) 警備に関すること。
- (7) 記録及び統計に関すること（医事課及び教務課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 病院内の事務の連絡調整に関すること。
- (9) 施設の維持及び管理に関すること。
- (10) 車両の整備及び運用に関すること。
- (11) 被服の支給及び交換に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、病院の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。

2 呉病院の総務課においては、前条第3号及び第5号、前項各号（第7号を除く。）並びに次条第4号から第6号までに掲げる事務のほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練に関すること。
- (2) 病院に勤務する隊員の健康管理に関すること。
- (3) 記録及び統計に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。

3 佐世保病院及び舞鶴病院の総務課においては、前条第3号及び第5号、第1項各号（第7号を除く。）及び前項各号並びに次条各号（第4号を除く。）に掲げる事務のほか、物品の調達計画、出納及び保管に関する事務（薬剤課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4 大湊病院の総務課においては、前条第3号及び第5号、第1項各号（第7号を除く。）及び第2項各号並びに次条第5号及び第6号に掲げる事務のほか、物品の調達計画、出納及び保管に関する事務（薬剤課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（会計課）

第55条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 支払及び収入の会計事務に関すること。
- (2) 旅費及び金銭給与に関すること。
- (3) 債権管理に関すること。
- (4) 物品の調達計画、出納及び保管に関すること（衛生資材課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 役務の調達計画及び管理に関すること。
- (6) 給食に関すること。

（医事課）

第56条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の入院及び退院の手続き並びに外来患者の受付に関すること。
- (2) 診療録の整備及び保管に関すること。
- (3) 医療に関する統計及び報告に関すること。
- (4) 診断書及び医療に関する証明書の交付に関すること。
- (5) 診療報酬の評価に関すること。
- (6) 死体及び霊安室の業務に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、患者に関する事務に関すること。

(薬剤課)

第57条 横須賀病院及び呉病院の薬剤課においては、調剤及び製剤に関する事務をつかさどる。

2 佐世保病院、舞鶴病院及び大湊病院の薬剤課においては、前項に掲げる事務のほか、次の事務をつかさどる。

(1) 衛生資材の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。

(2) 受領し、又は調達した衛生資材の検査に関すること。

(看護課)

第58条 看護課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 看護に関すること。

(2) 病棟、手術室、外来診療棟及び中央材料室の運営に関すること。

(検査研究課)

第59条 検査研究課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 臨床検査に関すること。

(2) 医療その他の衛生に関する調査研究に関すること。

(3) 研究に必要な図書及び資材に関すること。

(4) 実験動物に関すること。

(診療技術課)

第59条の2 診療技術課においては、前条各号に掲げる事務のほか、放射線、臨床工学、理学療法及び高気圧酸素療法に関する事務（診療科の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(衛生管理課)

第59条の3 衛生管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 防衛大学校に勤務する海上自衛官、病院に勤務する陸上自衛官及び航空自衛官並びに海上自衛隊の隊員の健康管理に関すること。

(2) 他部隊等の健康管理業務に対する支援に関すること。

(3) 大湊病院、舞鶴病院、呉病院及び佐世保病院の医療業務に対する支援に関すること。

(診療科)

第60条 診療科においては、診療に関する業務を行う。

2 大湊病院のリハビリテーション科においては、前項の業務を行うほか、第59条各号に掲げる事務をつかさどる。

(衛生資材課)

第60条の2 衛生資材課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 部の庶務に関すること。

(2) 衛生資材の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。

(3) 受領し、又は調達した衛生資材の検査に関すること。

(教務課)

第61条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 衛生業務に従事する隊員に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（以下この条、第63条第2項及び第64条第2項において「教育訓練」という。）の実施計画に関すること。
 - (2) 教育訓練の実施に関する病院外との調整に関すること。
 - (3) 教育訓練の記録及び統計に関すること。
 - (4) 教育訓練に必要な教材の整備及び保管に関すること。
 - (5) 教育訓練に必要な図書に関すること。
 - (6) 教育訓練の審査に関すること。
 - (7) 准看護師の資格を取得すべき自衛官の養成に関すること。
 - (8) 救急救命士の資格を取得すべき自衛官の養成に関すること。
 - (9) 部内の事務の総括に関すること。
- （医療安全評価官）

第61条の2 医療安全評価官は、病院長の命を受け、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全を確保するための計画に関すること。
 - (2) 医療の安全を確保するための措置の評価に関すること。
 - (3) 医療の安全を確保するために必要な知識の普及に関すること。
- （室長、部長、課長及び科長）

第62条 室に室長を、部に部長を、課に課長を、科に科長を置く。

- 2 室長は、病院長の命を受け、室務を掌理する。
 - 3 部長は、病院長の命を受け、部務を掌理する。
 - 4 課長は、病院長（衛生資材部及び教育部の課長にあつては、衛生資材部長又は教育部長）の命を受け、課務を掌理する。
 - 5 科長は、診療部長又は歯科診療部長の命を受け、科務を掌理する。
- （主任教官）

第63条 教育部に、主任教官1人を置く。

- 2 主任教官は、教育部長の命を受け、教育訓練に従事するとともに、教育訓練を受けている隊員（次条第2項において「学生」という。）の身上、規律及び服務に関する事務をつかさどるほか、同項の規定により教官が行う職務に関して教官の指導を行う。
- （教官）

第64条 教育部に、教官を置く。

- 2 教官は、教育部長の命を受け、教育訓練に従事するとともに、学生の身上、規律及び服務に関する事務をつかさどる。

第3節 三沢病院等の内部組織

（内部組織）

第65条 自衛隊岐阜病院（以下本則において「岐阜病院」という。）に、次の4課及び4部並びに医療安全評価官1人を置く。

総務課

診療部

精神保健部

歯科診療部

薬剤課

看護課

教育部

衛生課

2 診療部、精神保健部及び歯科診療部に、別表第4に掲げる診療科を置く。

3 教育部に、教務課を置く。

第66条 自衛隊三沢病院（以下本則において「三沢病院」という。）及び自衛隊那覇病院（以下本則において「那覇病院」という。）に、次の3課及び1部を置く。

総務課

診療部

薬剤課

看護課

2 診療部に、別表第4に掲げる診療科を置く。

（総務課）

第67条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関する事。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。

(3) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関する事。

(4) 組織、定員及び定数に関する事。

(5) 人事に関する事。

(6) 教育訓練に関する事（教務課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 秘密保全に関する事。

(8) 記録、統計及び医療に関する報告に関する事（教務課及び衛生課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 病院内の事務の連絡調整に関する事。

(10) 広報に関する事。

(11) 地上安全に関する事。

(12) 患者の入院及び退院の手續並びに外来患者の受付に関する事。

(13) 診療録の整理及び保管に関する事。

(14) 診断書及び医療に関する証明書の交付に関する事。

(15) 診療報酬の評価に関する事。

(16) 患者の給食に関する事。

(17) 前号の給食に必要な糧食の調達計画、出納及び保管に関する事。

(18) 死体及び霊安室の業務に関する事。

(19) 第12号から前号までに掲げるもののほか、患者に関する事項に関する事。

(20) 前各号に掲げるもののほか、病院の所掌事務で他の所掌に属さないものに関する事。

（診療部）

第68条 三沢病院の診療部においては、第71条に規定する業務のほか、次の事務を

つかさどる。

- (1) 臨床検査に関すること。
- (2) 医療その他の衛生に関する調査研究に関すること。
- (3) 研究に必要な図書及び資材に関すること。
- (4) 実験動物に関すること。
- (5) 放射線に関すること。

2 岐阜病院及び那覇病院の診療部においては、第71条に規定する業務のほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 臨床検査に関すること。
- (2) 医療その他の衛生に関する調査研究に関すること（岐阜病院にあっては、精神保健部及び歯科診療部の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 研究に必要な図書及び資材に関すること（岐阜病院にあっては、精神保健部及び歯科診療部の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 実験動物に関すること。

（精神保健部）

第69条 精神保健部においては、第71条に規定する業務のほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 精神保健に関する調査研究に関すること。
- (2) 精神保健の研究に必要な図書及び資材に関すること。

（歯科診療部）

第70条 歯科診療部においては、次条に規定する業務のほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 歯科衛生に関する調査研究に関すること。
- (2) 歯科衛生の研究に必要な図書及び資材に関すること。

（診療科）

第71条 診療科においては、診療に関する業務を行う。

（薬剤課）

第72条 薬剤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 衛生資材の調達計画、出納、保管及び整備に関すること。
- (3) 受領し、又は調達した衛生資材の検査に関すること。

（看護課）

第73条 看護課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 看護に関すること。
- (2) 病棟、手術室、外来診療棟及び中央材料室の運営に関すること。

（教務課）

第74条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 衛生業務に従事する隊員に必要な知識及び技能を修得させるための教育（以下この条及び第77条において「術科教育」という。）の実施計画に関すること。
- (2) 術科教育の実施に関する病院外との調整に関すること。

- (3) 術科教育をうけている隊員（以下「学生」という。）の指導及び規律に関すること。
- (4) 術科教育の記録及び統計に関すること。
- (5) 術科教育に必要な教材の整備及び保管に関すること。
- (6) 術科教育に必要な図書に関すること。
- (7) 術科教育の審査に関すること。
- (8) 准看護師の資格を取得すべき自衛官の養成に関すること。
- (9) 救急救命士の資格を取得すべき自衛官の養成に関すること。
- (10) 部内の事務の総括に関すること。

（衛生課）

第75条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理、環境衛生及び防疫に関すること。
- (2) 健康管理に関する記録及び統計に関すること。
- (3) 救護に関すること。
- (4) 適性検査（知能、性格等に関するものを除く。）に関すること。

（医療安全評価官）

第75条の2 医療安全評価官は、病院長の命を受け、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全を確保するための計画に関すること。
- (2) 医療の安全を確保するための措置の評価に関すること。
- (3) 医療の安全を確保するために必要な知識の普及に関すること。

（部長、課長及び科長）

第76条 部に部長を、課に課長を、科に科長を置く。

- 2 部長は、病院長の命を受け、部務を掌理する。
- 3 課長は、病院長（教育部の課長にあつては、教育部長）の命を受け、課務を掌理する。
- 4 科長は、診療部長（岐阜病院にあつては、診療部長、精神保健部長又は歯科診療部長）の命を受け、科務を掌理する。

（教官）

第77条 教育部に、教官を置く。

- 2 教官は、教育部長の命を受け、学生に対する術科教育をおこなう。

第5章 委員会

（自衛隊病院管理・運営委員会）

第78条 中央病院及び地区病院の円滑な管理及び運営に係る基本的事項について審議するため、防衛省に自衛隊病院管理・運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は衛生監を、委員は人事教育局衛生官、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官、航空幕僚監部首席衛生官その他事務次官の指名する者をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集し主宰する。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第6章 雑則

(顧問医)

第79条 中央病院及び地区病院に顧問医を置くことができる。

2 顧問医は、病院長の委嘱により、医師又は歯科医師である隊員に対し、診療に関する指導を行う。

(委任規定)

第80条 この訓令に定めるもののほか、中央病院及び札幌病院等の内部組織に関し必要な事項は当該病院長が陸上幕僚長の承認を得て、大湊病院等の内部組織に関し必要な事項は海上幕僚長が、三沢病院等の内部組織に関し必要な事項は当該病院長が航空幕僚長の承認を得て、それぞれ定める。

2 陸上幕僚長若しくは航空幕僚長が前項の承認を行う場合、又は海上幕僚長が前項の規定により必要な事項を定める場合には、当該幕僚長は他の幕僚長と協議しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 自衛隊中央病院の組織等に関する訓令(昭和46年防衛庁訓令第35号)

(2) 陸上自衛隊地区病院組織規則(昭和46年陸上自衛隊訓令第9号)

(3) 海上自衛隊の病院の組織に関する訓令(昭和42年海上自衛隊訓令第7号)

(4) 航空自衛隊病院組織規則(昭和54年航空自衛隊訓令第6号)

3 自衛隊中央病院の組織等に関する訓令、陸上自衛隊地区病院組織規則、海上自衛隊の病院の組織に関する訓令及び航空自衛隊病院組織規則の規定によってした手続きは、この訓令中これに相当する規定がある場合には、この訓令の相当規定により新たな手続きがとられるまでの間、この訓令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(昭和63年10月14日防衛庁訓令第37号)

この訓令は、昭和63年10月17日から施行する。

附 則(昭和63年12月13日防衛庁訓令第40号)

この訓令は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則(平成元年9月29日防衛庁訓令第56号)

この訓令は、平成元年10月2日から施行する。

附 則(平成2年6月8日防衛庁訓令第21号)

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則(平成2年10月1日防衛庁訓令第38号)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成2年11月28日防衛庁訓令第44号)

この訓令は、平成2年12月1日から施行する。

附 則(平成3年4月12日防衛庁訓令第17号)

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平成4年3月26日防衛庁訓令第10号)

この訓令は、平成4年3月27日から施行する。

附 則 (平成5年4月7日防衛庁訓令第37号)

この訓令は、平成5年4月8日から施行する。

附 則 (平成5年6月29日防衛庁訓令第44号)

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月22日防衛庁訓令第8号)

この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日防衛庁訓令第3号)

この訓令は、平成7年3月28日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日防衛庁訓令第17号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月15日防衛庁訓令第12号)

この訓令は、平成8年3月29日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日防衛庁訓令第19号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月30日防衛庁訓令第49号)

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日防衛庁訓令第31号)

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月30日防衛庁訓令第41号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日防衛庁訓令第7号)

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日防衛庁訓令第53号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月27日防衛庁訓令第79号)

この訓令は、平成12年7月3日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日防衛庁訓令第2号) 抄

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月15日防衛庁訓令第16号)

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日防衛庁訓令第26号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日防衛庁訓令第5号)

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日防衛庁訓令第27号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月25日防衛庁訓令第11号) 抄

1 この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日防衛庁訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日防衛庁訓令第12号）抄

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）抄

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日防衛省訓令第10号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号）抄

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月27日防衛省訓令第22号）抄

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日防衛省訓令第31号）

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日防衛省訓令第37号）抄

- 1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

ただし、第2条中技術研究本部の内部組織に関する訓令第22条第6項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

病 院 名	診 療 科
自衛隊中央病院	第1内科 第2内科 第3内科 第4内科 第1精神科 第2精神科 メンタルリハビリテーション科 神経科 呼吸器科 小児科 救急科 第1外科 第3外科 第4外科 第5外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 第1歯科 第2歯科 第3歯科 麻酔科 総合診療科

別表第2（第27条～第30条関係）

病 院 名	診 療 科
自衛隊札幌病院	第1内科 第2内科 精神科 小児科 第1外科 第2外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 歯科 麻酔科 外来診療科
自衛隊仙台病院	第1内科 第2内科 精神科 小児科 第1外科 第2外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 歯科 麻酔科 外来診療科
自衛隊富士病院	内科 外科 整形外科 歯科
自衛隊阪神病院	第1内科 第2内科 精神科 小児科 第1外科 第2外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 歯科 麻酔科 外来診療科
自衛隊福岡病院	第1内科 第2内科 精神科 小児科 第1外科 第2外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 歯科 麻酔科 外来診療科
自衛隊熊本病院	内科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻いんこう科 放射線科 歯科 麻酔科 外来診療科
自衛隊別府病院	内科 整形外科 リハビリテーション科 歯科

別表第3（第50条～第52条関係）

病 院 名	部	診 療 科
自衛隊大湊病院	診 療 部	内科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 麻酔科
	歯科診療部	第1歯科 第2歯科
自衛隊横須賀病院	診 療 部	内科 精神科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 麻酔科
	歯科診療部	第1歯科 第2歯科 第3歯科
自衛隊舞鶴病院	診 療 部	内科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 麻酔科
	歯科診療部	第1歯科 第2歯科
自衛隊呉病院	診 療 部	内科 精神科 小児科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 麻酔科
	歯科診療部	第1歯科 第2歯科
自衛隊佐世保病院	診 療 部	内科 外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 麻酔科
	歯科診療部	第1歯科 第2歯科

別表第4（第65条・第66条関係）

病 院 名	部	診 療 科
自衛隊三沢病院	診 療 部	内科 神経科 外科 整形外科 歯科 麻酔科
自衛隊岐阜病院	診 療 部	内科 外科 整形外科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 麻酔科
	精神保健部	精神保健科 精神科 メンタルリハビリテーシ ョン科
	歯科診療部	第1 歯科 第2 歯科
自衛隊那覇病院	診 療 部	内科 神経科 小児科 外科 整形外科 産婦 人科 リハビリテーション科 歯科 麻酔科